

令和7年度弘前市会計年度任用職員（放課後児童支援員（短時間））募集要項

弘前市放課後児童健全育成事業（なかよし会）に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 （放課後児童支援員（短時間））	【雇入れ時】 放課後児童健全育成事業運営に関する業務 ・市が直接運営する“なかよし会”における児童の見まもり業務 ・その他関係事務及び保護者会の運営補助、お便り作成（毎月）、製作活動の企画実施、その他運営に関して生じる必要な業務 【変更の範囲】 変更なし	1人	令和7年8月1日

2 応募資格

- ・地方公務員法第16条の欠格条項（次のアからウ）に該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・放課後児童健全育成事業に従事した事のある方、保育業務の経験がある方、上記業務内容について経験があると尚可です。
- ・以下の資格等を有していれば尚可です。
 - 1) 放課後児童支援員認定資格
 - 2) 保育士
 - 3) 教員免許
 - 4) 社会福祉士
- ・その他資格経験は不問。
- ・放課後児童健全育成事業に関する知識または経験がなくても応募が可能です。積極的に知識を取得しようという姿勢が求められます。

3 雇用期間 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで。

以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回（令和9年度）まで。）。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
こども家庭課	【雇入れ時】 市内15か所で運営するなかよし会 (別紙参照) 【変更の範囲】 市内なかよし会 (15か所)	休日：日曜日、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日） 勤務時間：週20時間勤務 （学校授業日：放課後の1時間～30分前～19時、学校休業日：7時30分～19時の間でシフト制） 休憩時間：45分もしくは1時間 休日勤務：有 時間外勤務：有

5 休暇

- (1) 年次有給休暇：任用時に、10 日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2) その他の休暇（取得条件あり）：
 - ・ 有給（病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
 - ・ 無給（療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

6 給与等

- (1) 給料／報酬 時給 1,346～1,356 円
 ※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。
- (2) 通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代(1か月当たり月額150,000 円以内)、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内）
- (3) 期末・勤勉手当 6 月と 12 月に関係規定に基づき支給
 （在職期間や勤務成績等に応じて増減あり）
- (4) 給与締切日 月末締め
- (5) 給与支払日 翌月 21 日

7 社会保険等

社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。

8 応募方法

専用の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入し、顔写真を貼付の上、こども家庭課 健全育成係（市役所前川本館1階 窓口A-103）へ持参または（〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市こども家庭課健全育成係）郵送により提出してください。

- 9 受付期間 令和7年7月3日（木曜日）から令和7年7月15日（火曜日）17時まで（必着）。
※なお、郵送による場合は、令和7年7月15日（火曜日）17時までに到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員
選考申込」と朱書きしてください。

10 選考方法

- (1) 第一次選考 書類選考を実施します。選考結果は、令和7年7月18日（金曜日）頃に応募者全員に電話で通知する予定です。
- (2) 第二次選考 令和7年7月23日（水曜日）から令和7年7月25日（金曜日）のいずれかの日に個人面接を実施し、採用者を決定します。第二次選考の詳細については、第一次選考を通過した方に選考結果と合わせて通知する予定です。

- 11 服務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

12 その他

営利企業への従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、行う場合には届出が必要となります。内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分の対象となる場合があります。

- 13 問い合わせ先 雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）
業務内容について：こども家庭課健全育成係（電話：0172-40-7038）

令和7年度弘前市放課後児童健全育成事業（なかよし会・放課後児童会）実施一覧

名 称	開 設 場 所	対象小学校	備 考
下町 なかよし会	城西小学校 新町236-1 (電話：080-5730-2394)	城西	
小沢 なかよし会	小沢小学校 大開二丁目5-1 (電話：080-5730-2397)	小沢	
桔梗野 なかよし会	桔梗野小学校 桔梗野二丁目21 (電話：080-5744-5185)	桔梗野	
松原 なかよし会	松原小学校 松原東二丁目17 (電話：080-5730-2395)	松原	
西 なかよし会	西小学校 茜町三丁目2-1 (電話：080-6026-3992)	西	
堀越 なかよし会	大清水一丁目11-1 (電話：090-4889-8388)	堀越	旧ウェルフェアテクノハウス弘前
泉野 なかよし会	泉野三丁目6-2 (電話：080-5744-5186)		泉野多目的コミュニティ施設
青柳 なかよし会	青柳小学校 悪戸字村元7-2 (電話：090-6258-7831)	青柳	
三大 なかよし会	三大小学校 富田町47 (電話：090-9741-3550)	三大	
大成 なかよし会	大成小学校 御幸町13-1 (電話：090-6257-5588)	大成	
相馬 なかよし会	相馬小学校 黒滝字二ノ松本2-4 (電話：090-9033-7723)	相馬	
朝陽 なかよし会	朝陽小学校 在府町36 (電話：080-5222-5809)	朝陽	
文京 なかよし会	文京小学校 中野一丁目1-1 (電話：090-3644-4866)	文京	1・2・3年生のみ
和徳 なかよし会	和徳小学校 代官町107-3 (電話：090-3537-0635)	和徳	
裾野 なかよし会	裾野小学校 十面沢字轡293 (電話：080-5744-5187)	裾野	
裾野 放課後児童会			

なかよし会 開設時間		放課後児童会 開設時間	
学校授業日	放課後 ～ 19：00	学校授業日	放課後 ～ 18：00
学校休業日	7：30 ～ 19：00	学校休業日	8：30 ～ 18：00

弘前市放課後児童支援員応募用紙

令和 年 月 日

弘前市長 様

弘前市放課後児童支援員の応募条件を承諾の上、次のとおり応募します。

ふりがな				(写真)
氏 名	印			
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男・女	
ふりがな				
現住所	〒 —			
連絡先	電話番号	— —	携帯電話	— —
	E - mail			
保有資格				
希望する 雇用形態	☐ 常勤支援員 ☐ 短時間支援員			
①学 歴（中学校以上の学歴について記入してください。）				
	学 校 名	学部・学科名	期 間	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	
			年 月から 年 月まで	

②職 歴（自営も含めて、古いものから記入してください。欄が足りない時は最新情報を書くことができるところから記入してください。）

会 社 名	主な職務内容	期 間
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

③保有資格等確認欄＜□にチェックしてください＞

- ☐ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない。
- ☐ 放課後児童支援員認定資格を有する者である。
- ☐ 保育士・社会福祉士の資格を有する者、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭免許を有する者である。
- ☐ 高卒以上で2年以上児童福祉事業または2年以上放課後児童クラブ等従事者である。

④趣味・特技・技術・技能・ボランティア等自主活動経験

⑤放課後児童支援員に応募した動機

⑥放課後児童クラブについてのあなたの考えや思いを記述してください。

⑦その他（上記項目以外で伝えておきたいことがあれば記入してください。）

※記入いただいた個人情報は、放課後児童支援員選考以外の目的には使用しません。

各種資格免許証の写しを添付してください。